



敬老事業を 変更します



(写真提供：富士ニュース社)



市の敬老事業は、敬老会をはじめ、100歳の長寿祝いや市長の訪問による最高齢者のお祝いを行ってきました。

今回は、市民の意識調査をもとに、敬老事業のあり方について検討した結果、変更することになりましたので、お知らせします。

◆市の敬老事業の現状は

敬老会は、市、富士市町内会連合会、富士市社会福祉協議会、女性ネットワーク富士・地区女性団体の4団体が主催で開催しています。毎年9月の第3月曜日の敬老の日を中心に、市内27の地域と17の施設でそれぞれ創意工夫を凝らしてお祝いをしています。

しかし、長年開催する中で「会場が狭い」「出席者が少ない」「米寿記念品は肖像画ではなく、別の記念品を贈呈したらどうか」など、さまざまな声が聞かれています。

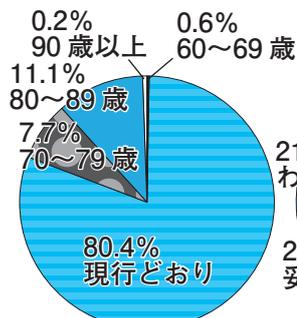
◆敬老事業あり方検討委員会を設置

市は、平成19年度、敬老事業に対する市民の意識調査を行いました。

その結果をもとに、平成20年度、主催団体のほか、悠容クラブ連合会、地区福祉推進会、民生委員児童委員協議会の代表者を加え、敬老事業あり方検討委員会を立ち上げました。

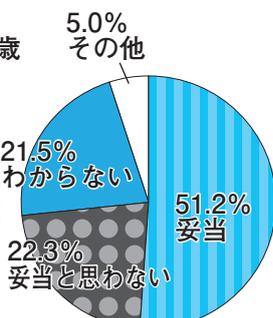
委員会は、計4回開催し、敬老事業全般について活発な意見交換を行いました。検討の結果、今年度から敬老祝金などについて変更することになりました。

Q.敬老会の対象年齢は何歳が妥当ですか？



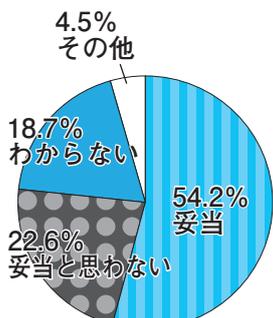
合計1,273人

Q.敬老祝金の金額についてどう思いますか？



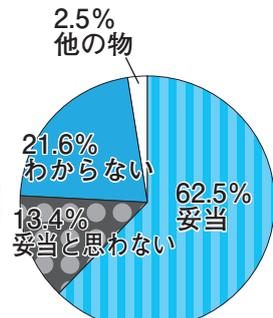
合計1,243人

Q.敬老祝金の支給年齢についてどう思いますか？



合計1,169人

Q.100歳の長寿祝金の金額についてどう思いますか？



合計1,247人

回収率(率) 1,399人(41.5%)

平成19年度意識調査結果(抜粋)
対象：市内在住の18歳~88歳の男女から無作為に抽出した2,000人
・敬老会関係者、高齢者入所施設の職員、悠容クラブの会員など1370人 計3,370人

敬老事業の検討結果及び変更について

●敬老会参加対象年齢

現行 75歳以上

変更なし

長寿高齢化により年々対象者が増加している上、後期高齢者医療など、財政的な負担が厳しくなっています。

そのような中で、財政事情で対象年齢を変動させるのではなく、高齢者をお祝いするという本来の趣旨から、現行と同じく対象年齢は75歳以上とします。

●敬老会接待費の 対象者一人当たりの負担額

現行 市 2000円

町内会 500円

社会福祉協議会 500円

変更後 市 2200円

町内会 500円

社会福祉協議会 300円

社会福祉協議会は、会費として各世帯から年間3000円の負担をお願いしていますが、敬老会の接待費として一人当たり5000円の負担は、全体の会費の約半分を敬老事業に費やしていることになっています。

合計3000円の負担額は変えず、社会福祉協議会の負担金を減額し、市の負担額をふやします。

●敬老祝金

現行 83歳以上 毎年一律3000円

変更後 80歳 5000円

85歳 5000円

90歳 1万円

95歳 1万円

105歳 1万円

※移行措置として、平成22年4月2日～平成25年4月1日に81～83歳になる人は、83歳になる年に3000円を支給します。

83歳以上の人に毎年支給していた祝金を、金額をふやした上で一定の節目ごとに贈呈し、長寿を祝います。

●米寿(88歳)記念品

現行 希望者に肖像画を贈呈

変更後 次の中から一点を選択

①肖像画

②大座布団

③記念品(合計1万円以内)

肖像画の希望者の割合は、ここ数年徐々に減少しています。また、希望しない人には記念品などが何も贈られていません。

肖像画以外にも選択肢を設け、対象となるすべての人が記念品を受けられるように改善します。

●開催会場

今後も東部市民プラザや地区公会堂など、各地区の伝統的及び対応可能な実情に即した開催方式で継続していきます。

●長寿祝金

現行 100歳 30万円

変更なし

この年齢が人生の大きな節目であることと、幾多の労苦を乗り越え社会に貢献してきたことに対する敬意と感謝の念を込めて、現行どおりとします。

●最高齢者のお祝い

現行 市長の表敬訪問

変更なし 1万5000円以内の記念品

対象者及びその家族と相談の上、記念品を選び、従来どおり市長の表敬訪問をもってお祝いすることが最善と考えますので、現行どおりとします。

●見直し期間

今後、時代の実態に即した形で事業が展開されるよう、4年ごとに検討委員会を開催して見直ししていきます。

敬老の気持ちを 大切にしたい事業の実施を

敬老会は、高齢化により年々対象者が増加しているにもかかわらず、参加者が減少したり、準備する側の負担がふえたり、会場が狭かったりとさまざまな課題を抱えています。

そのような状況を踏まえ、敬老事業のあり方について検討委員会で議論を重ねた上、今回、敬老祝金などの変更に至りました。

敬老事業は、一律にお金を出すだけではなく、本来の高齢者を敬う気持ちが大切です。

これからも、皆さんの意見を聞きながら、敬老事業において祝つてもらう側、準備などに携わる側の双方の気持ちに充足感が得られるような敬老事業を目指して、検討を重ねていきます。



敬老事業あり方検討委員会副会長(富士市社会福祉協議会会長) 廣瀬 巖さん

●敬老事業に関する問い合わせ

福祉総務課

高齢者生きがい支援室

TEL (52) 2760

FAX (52) 22060